

# 三重県教育施策大綱の概要

## 1 大綱策定の趣旨

- 地教行法に基づく、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱
- 期間は、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度まで

## 2 教育を取り巻く社会情勢の変化

- 人口減少・少子高齢化の進展と地方創生
- 人生100年時代の到来
- 成年年齢の引き下げ
- SDGsの実現
- ダイバーシティ社会の実現
- 超スマート社会（Society5.0）の実現
- グローバル化の進展
- 雇用環境の変化
- 地域と家庭の状況変化
- 子どもの貧困と教育格差
- 子どもたちの安全・安心の確保
- スポーツの振興
- 高等教育機関の振興
- 国の教育改革の動き

## 3 三重の教育における基本方針

- 教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、6つの基本方針により、教育活動を進める。

（1）新しい時代を「生き抜いていく力」の育成

（2）社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実

（3）誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現

（4）三重に根ざした教育の推進

（5）あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備

（6）三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

## 4 教育施策

幼児期

青少年期

成年期

- ①「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実
- ② 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実
- ③ 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
- ④ 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
- ⑤ 特別支援教育の推進
- ⑥ 安全で安心な学びの場づくり
- ⑦ 地域との協働と信頼される学校づくり
- ⑧ 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実
- ⑨ 地域の未来を創る多様な人材の育成
- ⑩ あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり

## 5 「教育への県民力の結集」に向けて

- 学校、家庭、地域、企業等、高等教育機関、行政の役割
- 「行政」における県と市町との役割分担